

労働保険事務代行



従業員を雇つたんだけど！

一人でも労働者（パート、アルバイトも含まれます）を雇った場合、事業主は労働保険（労災・雇用）に加入する必要があります。

●労災保険とは・・・？

労働者が業務上の原因又は、勤務途中に起きた「けが」等により、療養又は、不幸にも死亡された場合、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

●雇用保険とは・・・？

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

● 労働者の取扱い

労働者とは、職業の種類を問わず、事業場に使用される労働の対価として賃金が支払われる者をいいます。

なお、短時間労働者（いわゆるパートタイマー）、アルバイト等の取扱いについては、労災保険はすべて「労働者」として対象となります。

雇用保険については、下記の要件をすべて満たしていれば被保険者となります。

- (1) 1周間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (2) 31日以上の雇用の見込みがあること。

● 加入手続を怠っていた場合は

労働保険未手続

行政官庁

- 遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）

事業主

※事故が発生し、被災労働者が出了た場合

行政官庁

- 遡って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）
- 労災保険給付に要した費用の全部または一部を費用徴収

事業主